

大阪市告示第1039号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館、臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年7月31日

大阪市長 横 山 英 幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 大阪プール 水泳場（50メートルプール） 水泳場（飛び込みプール）	令和8年8月10日（月）	午前7時から 午後9時まで
	令和8年8月31日（月）	午前9時から 午後7時まで
大阪市立 大阪プール 水泳場（飛び込みプール）	令和8年8月3日（月）	午前9時から
	令和8年8月17日（月）	正午まで
	令和8年8月24日（月）	午前7時から 午後9時まで

2 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市立 大阪プール 水泳場（25メートルプール）	令和8年8月11日（火）から 同月14日（金）まで

3 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
-----	-----------	------

大阪市立 大阪プール 水泳場(50メートルプール) 水泳場(飛び込みプール)	令和8年8月1日(土)から 同月2日(日)まで	午前7時から 午後9時まで
	令和8年8月4日(火)から 同月12日(水)まで	
	令和8年8月15日(土)から 同月16日(日)まで	
	令和8年8月26日(水)	
大阪市立 大阪プール 水泳場(飛び込みプール)	令和8年8月21日(金)から 同月25日(火)まで	午前7時から 午後9時まで
	令和8年8月27日(木)から 同月30日(日)まで	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)